

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成30年12月3日から平成31年1月11日

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 生涯学習課

(2) 対象事項

福地ふれあいセンター運営委員会に対する平成29年度福地ふれあいセンター指定管理料の支出状況及びこれに係る事業等の状況

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理業務については、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

ただし、指定管理に係る出納その他の事務において、以下に掲げるとおり、管理が不十分と思われる事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

- (1) 施設の使用料は、利用する日に納付しなければならないとされているが、利用日より前に納付されているものがあるなど、利用日当日に納付されていないものがあった。

西尾市公民館の設置及び管理に関する条例並びに西尾市公民館運営要綱に則った事務処理をされたい。